

感染症に係る業務継続計画

第I章 総則

1 目的

本計画は、感染症の感染者(感染疑いを含む)が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、施設長とする。

第II章 平時からの備え

対応主体の決定、計画の修正・周知と感染疑い事例発生時の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

施設長の統括のもと、関係部署が一丸となって対応する。

2 対応事項

(1) 体制構築・整備

対策本部長 施設長

感染対策担当者 統括部長

事務局長 総務部長

関係部署 生活支援課 相談支援課、栄養課、訓練課、デイサービス、
計画相談

(2) 感染防止に向けた取り組みの実施

① 基本的な感染症対策の徹底について

うぐいすの郷 感染症および食中毒の予防、まん延防止のための指針による感染対策を実施する。

② 職員の体調管理

体調管理に気をつけるとともに、発熱、その他体調に異常がある職員および感染症罹患者は医療機関への受診等を行う。

③ 感染症に関する最新情報の収集

定期的の下記サイトの確認を行う。

○岩手感染症情報センター

[岩手県感染症情報センター \(pref.iwate.jp\)](http://pref.iwate.jp)

○岩手の最新感染動向

[岩手県新型コロナ対策パーソナルサポート【公式】/LINE](#)

④ 施設へ立ち入る者の記録管理

(3) 防護具、消毒液等備品の確保(R6.1.14 確認分)

品目	備蓄量(目安)	保管場所	購入先
	目安		
N95 マスク	720	2階 倉庫	ケアテック/サンメディカル
サージカルマスク	8600	2階 倉庫	ケアテック/サンメディカル
シールド付き フェイスマスク	450	2階 倉庫	ケアテック/サンメディカル
非接触型体温計	5	1階 医務室	ケアテック/サンメディカル
グローブ(M)	2500	2階 倉庫	ケアテック/サンメディカル
グローブ(L)	1000	2階 倉庫	ケアテック/サンメディカル
フェイスシールド	330	2階 倉庫	ケアテック/サンメディカル
使い捨てエプロン	100	2階 倉庫	ケアテック/サンメディカル
ガウン	700	2階 倉庫	ケアテック/サンメディカル
キャップ	1300	2階 倉庫	ケアテック/サンメディカル
消毒用アルコール		2階 倉庫	ケアテック/サンメディカル
除菌シート		2階 倉庫	ケアテック/サンメディカル

(4) 研修・訓練の実施

定期的に感染症の予防およびまん延防止のための研修・訓練を実施する。
(感染症対策の研修や個人防護具の着脱、感染症発生時の訓練)

(5) 業務継続計画の検証・見直し

最新の動向や訓練等で洗いだされた課題を業務継続計画に反映する。

第Ⅲ章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

施設長の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	施設長	統括部長
保健所への連絡	総務部長	施設長
ご家族等への連絡	サービス管理責任者	相談支援課
検査の実施等	統括部長	総務部長
関係機関への連絡	施設長	総務部長

2 対応事項

(1) 第一報

- ア 感染疑い者を把握した場合は、ただちに看護職員へ報告する。
- イ 協力病院 鶯宿温泉病院へ連絡し、受診の可否を確認する。

(2) 感染疑い者への対応

- ア 協力病院への受診をし、検査を実施する。
(施設内で検体を採取する場合もあり。)
- イ 検査の結果、陰性であっても、症状が改善されない場合は、他の疾患等を疑い、感染予防および利用者の体調の変化等に留意する。

第IV章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下に役割を担う者をメンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	施設長	統括部長
保健所との連携	総務部長	施設長
ご家族等への連絡	サービス管理責任者	相談支援課
感染拡大防止対策に関する統括	統括部長	業務部長
業務内容検討に関する統括	業務部長	統括部長
勤務体制・労働状況	業務部長	統括部長
関係機関への連絡	施設長	総務部長
情報発信	施設長	総務部長

2 対応事項

感染者が判明した場合は、直ちに下記の対応を行う。

- (1) 保健所との連携
複数の感染者が判明した場合は、直ちに保健所に連絡をする。同室者の状況や他利用者の状況等についても伝える。
- (2) 接触者への対応
体調を確認し、検査等の実施を調整する。
- (3) 職員の確保
職員が自宅待機となる場合は、勤務の調整、人員確保を行い、事業継続できるように体制を整える。

(4) 防護具、消毒液等の確保

感染者の対応に使用する防護具、消毒液等備蓄品の確保に留意する。

(5) 情報共有

- ア 施設内での正確な情報共有を行う。
- イ 利用者・家族への正確な情報提供を行う。
- ウ 自治体・関係機関への正確な情報提供を行う。

(6) 業務内容の調整

感染状況によって、下記を判断し、職員に周知する。

- ア これまでの業務を継続することが可能である。
- イ 感染予防、感染拡大防止の観点から新たに行うべき業務がある。
*新たに行うべき業務の内容およびそれによって変更すべき勤務体制等を判断する。
- ウ 削減業務
*内容や頻度を減らす業務がある場合、いつまで、どの内容、頻度を減らすかについて判断する。
- エ 休止業務
*業務を休止する場合、再開の要件や目途等についても判断する。

(7) 過重労働・メンタル対応

下記の点について、主として統括部長が責任者として職員の過不足がないか確認し、また職員からの相談に対応することとする。なお、対応については施設長と相談し、組織的な対応に留意する。

- ア 労務管理
- イ 長時間労働対応
- ウ コミュニケーション
- エ 相談窓口

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和4年10月31日	作成
令和5年10月	修正